

DV(ドメスティック・バイオレンス)=配偶者や恋人などから、ふるわれる暴力

殴らなくてもDV?

～精神的DVを知っていますか～

殴る蹴るなど、身体への危害だけが暴力ではありません。
「精神的な嫌がらせ」や、「危害が加えられるのではという恐怖を与えるような脅迫」も暴力です。

11月12日～25日は
「女性に対する
暴力をなくす運動」
期間です。



パートナーは、あなたにこんな態度をとっていませんか?

- 怒ると物にあたったり、大声で怒鳴ったりして、恐怖を感じさせる
- 何を言っても無視する
- 「お前は役に立たない」など、否定的なことを言う
- 実家や友人との付き合いを制限する
- 外出先や電話・メールの相手をすべて確認する

「これってDV?」と思ったら

ひとりで悩まず、勇気を出して相談してみましょう。
周りの誰かが気づいてあげることも大切です。

相談専用電話

島根県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター) <松江>	☎0852-25-8071
島根県女性相談センター西部分室 (配偶者暴力相談支援センター) <大田>	☎0854-84-5661
中央児童相談所隠岐相談室	☎08512-2-9810
出雲児童相談所	☎0853-21-8789
浜田児童相談所	☎0855-28-3434
益田児童相談所	☎0856-31-1886
島根県警察相談センター	☎0852-31-9110

※ 緊急の場合は、110番

受付時間等 / 月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時
女性相談センター(松江)では、土日も電話相談を行っています。

DVに関する
県民公開講座

殴らなくてもDV? ～精神的DV(モラルハラスメント)について 学んでみませんか～

日 時:平成28年12月1日(木)13:30～15:30(13:00開場)
会 場:島根県民会館3階 大会議室(松江市)
講 師:NPO法人レジリエンス 副代表理事 西山さつきさん
参加申込:県女性相談センター 0852-25-8161

参加
無料